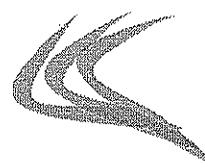


岩手県消費者信用生活協同組合 説明資料

2007年 2月 7日

1



信用生協の設立

- 昭和44年に相互扶助の理念を生かして生活資金の貸付を行う生協法人として設立。「中小企業、商店等の勤労者や一般消費者にとって銀行、金庫など市中の金融機関は縁遠い存在であり、いきおい小口高金利業者に依存せざるを得ない現状」を変え、くらしの向上をめざすことを目的とした。（設立趣意書）
- 岩手県信用生協のモデルは昭和31年設立の宮崎信用生協。その前身は質庫。（質庫は昭和2年制定の公益質屋法をもとに設立されたもの。）

●生協法第10条

組合は、左の事業の全部又は一部を行うことができる。

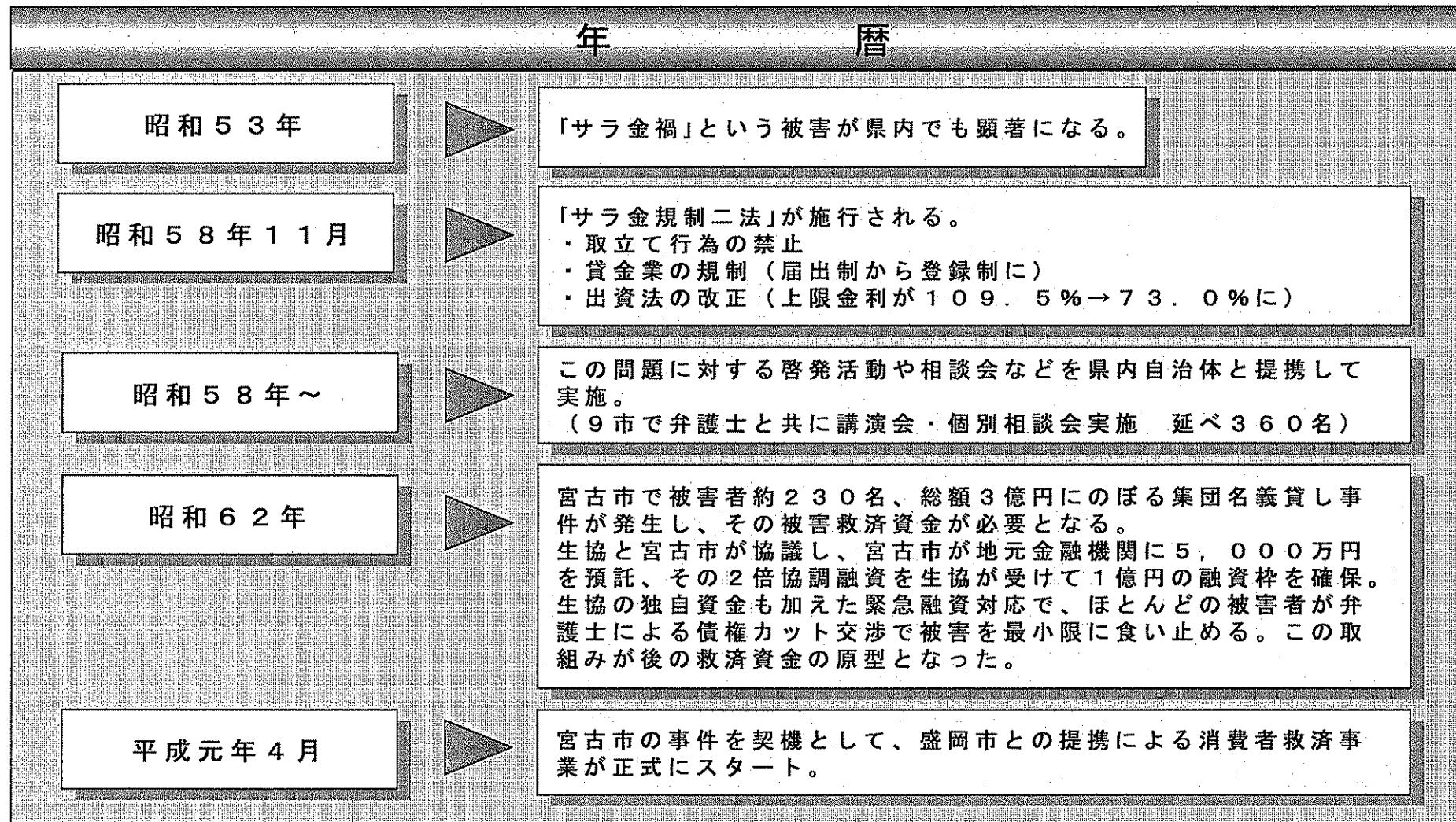
- (1) 組合員の生活に必要な物資を購入し、これに加工し若しくは加工しないで、又は生産して組合員に供給する事業
- (2) 組合員の生活に有用な協同施設をなし、組合員に利用せしめる事業
- (3) 組合員の生活の改善及び文化の向上を図る事業
- (4) 組合員の生活の共済を図る事業
- (5) 組合員及び組合従業員の組合事業に関する知識の向上を図る事業
- (6) 前各号の事業に付帯する事業

●消費生活協同組合の 共済事業について

消費生活協同組合が、その共済事業として生活資金の貸出を行うのは差支えないと思われるが、その資金は、当該組合の出資金又は借入金をもって賄うべく、これがため貯金類似のものを入れることは、不可と思われる。

（昭和24年4月28日 厚生省社会局長宛大蔵
省銀行局長回答）

消費者救済資金貸付制度が構築された経緯



※多重債務問題は個人の問題ではなく、社会的・構造的な問題があり、多重債務者は消費者信用取引被害者であるという認識が自治体・議会に広がる。

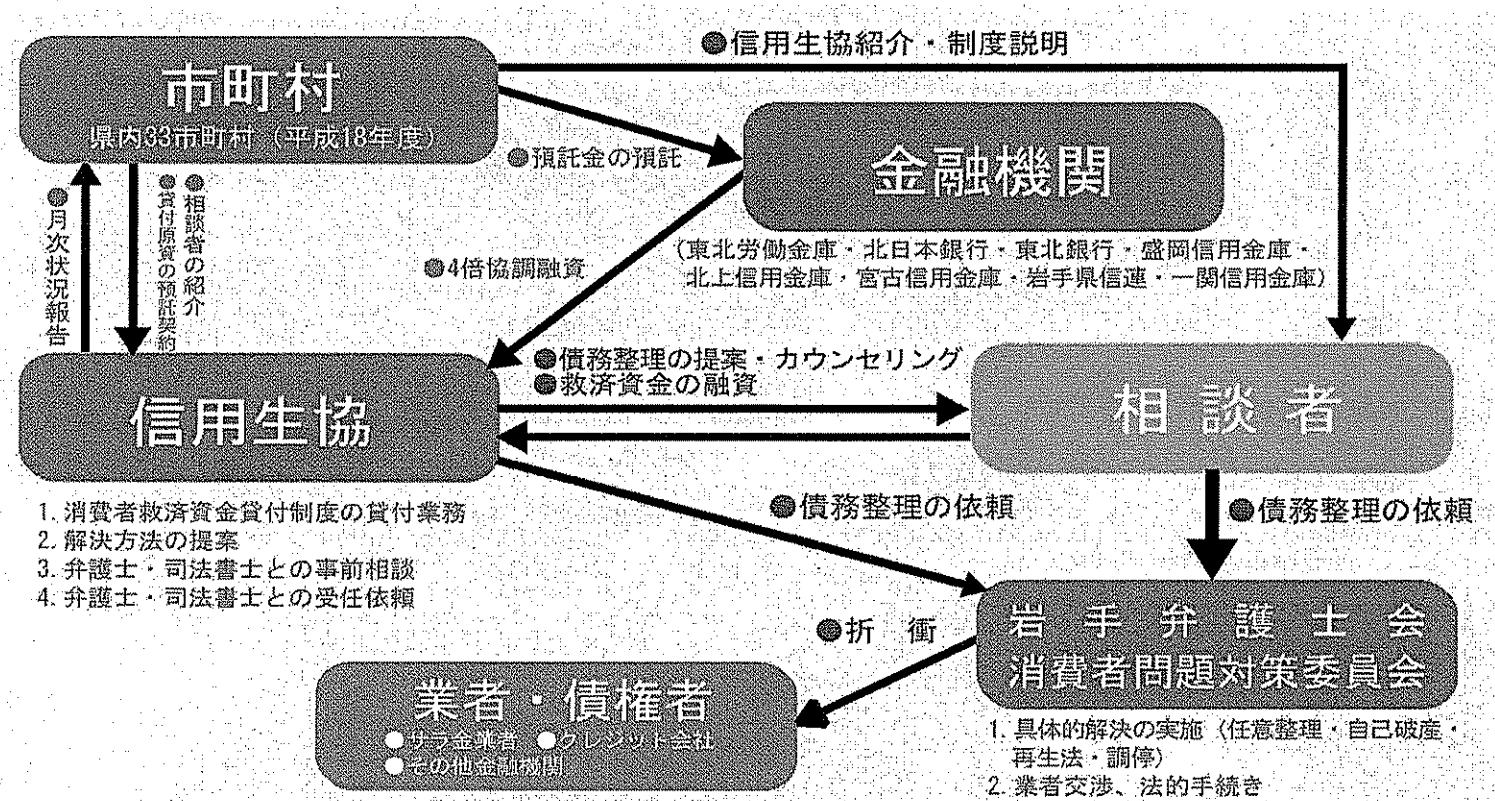


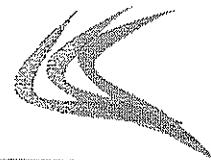
消費者救済資金貸付制度について

自治体提携消費者救済資金貸付制度

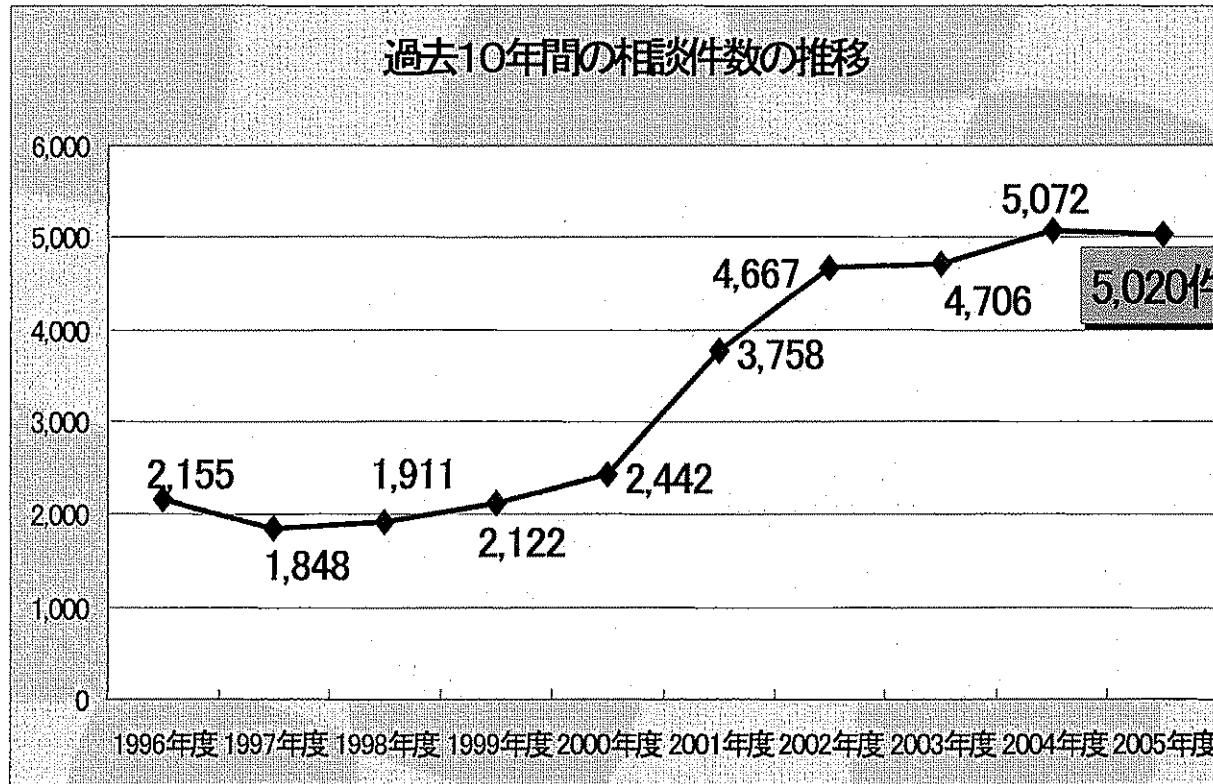
スイッチローン

スイッチローン（消費者救済資金貸付制度）は、信用生協、県内市町村、岩手弁護士会消費者問題対策委員会、提携金融機関の四者による多重債務をはじめとする消費者問題を解決するための、総合的なシステムです。単に、融資を行うだけでなく、生活再建のための債務整理や訴訟費用等をバックアップし、解決にいたるまで適切なアドバイスと具体的な解決策についてご相談いたします。





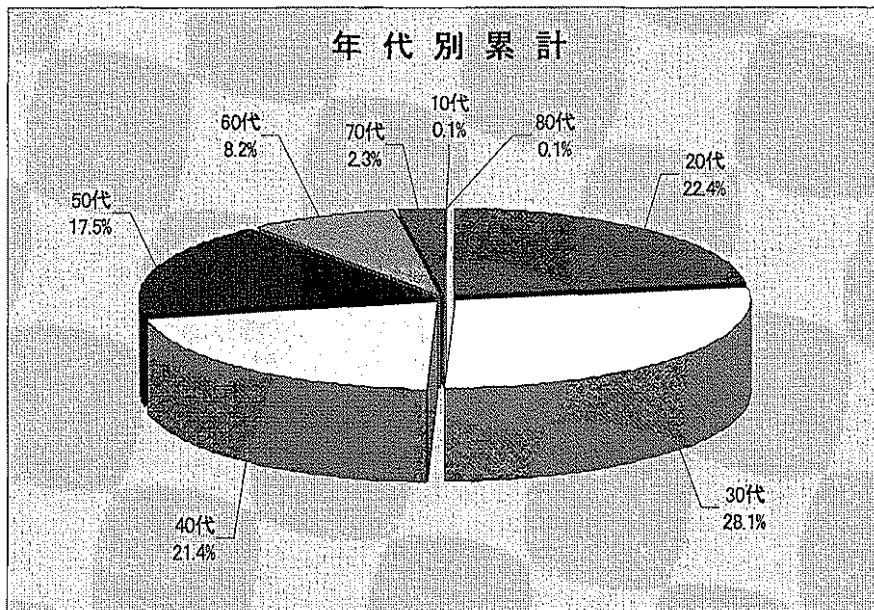
相談者数の推移と相談体制



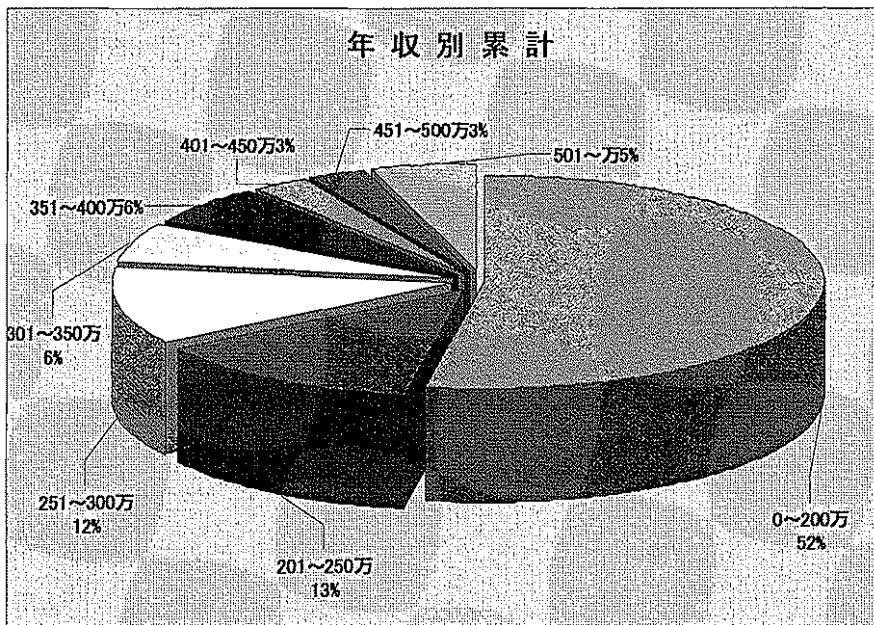
1. 県内4つの相談センターで月曜から土曜日 相談員20人で対応
2. 弁護士・司法書士による無料法律相談（毎週実施・盛岡・北上は夜間相談）
3. 地域相談会（県内14市町村と提携して毎月定期的に相談会実施）
4. その他、テレビ電話相談・電話相談（くらしのホットライン）・メール相談



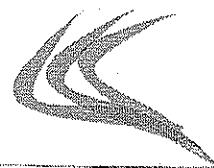
2005年度相談者の属性(1)



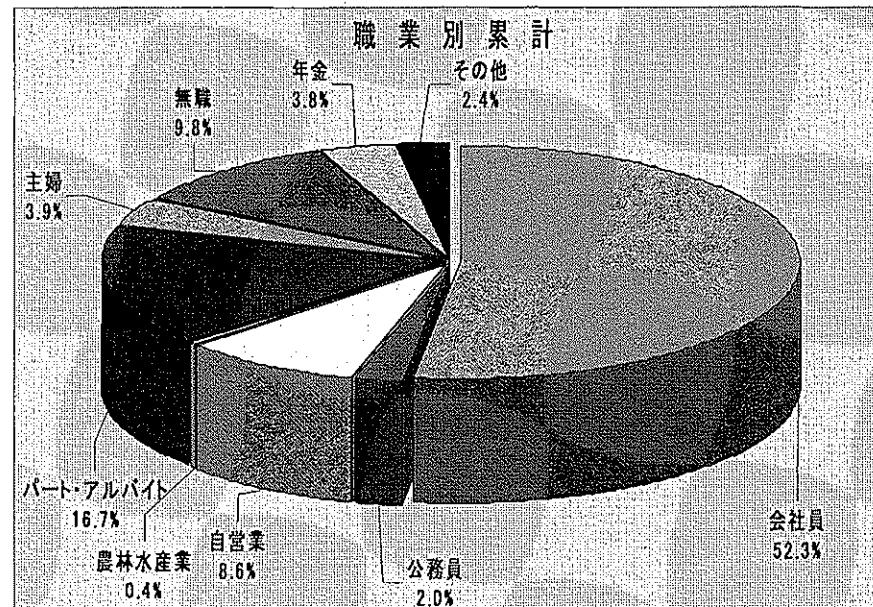
年代	累計
10代	3
20代	1122
30代	1413
40代	1073
50代	876
60代	413
70代	115
80代	5
合計	5,020



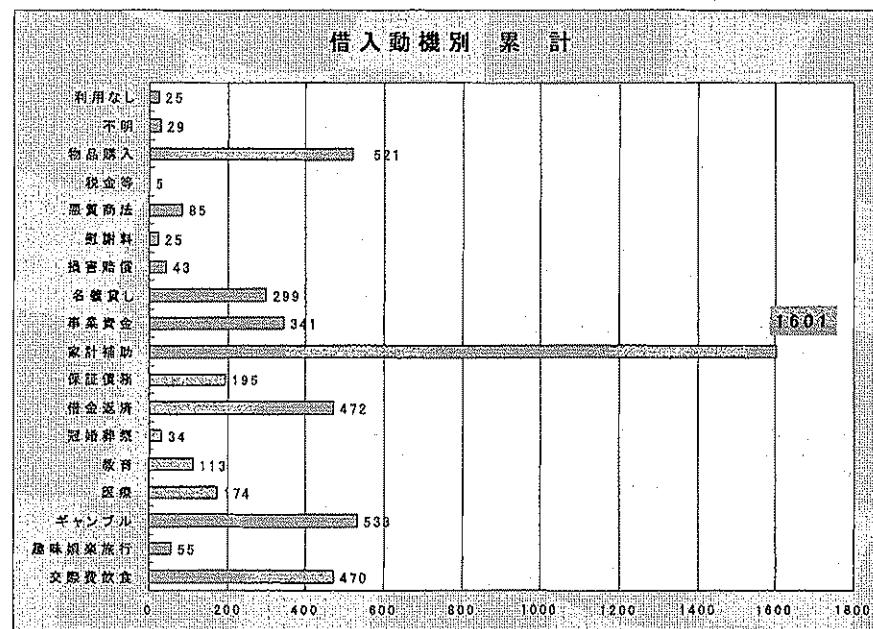
年収	累計
0~200万	2647
201~250万	658
251~300万	585
301~350万	298
351~400万	304
401~450万	139
451~500万	136
501~万	253
合計	5,020



2005年度相談者の属性(2)

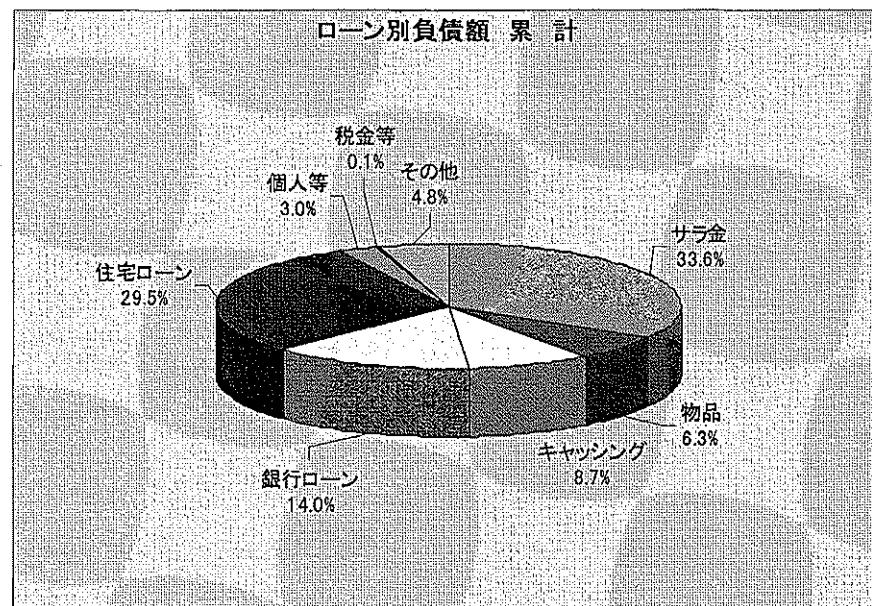


職業	累計
会社員	2626
公務員	101
自営業	433
農林水産業	21
パート・アルバイト	838
主婦	195
無職	493
年金	193
その他	120
合計	5,020



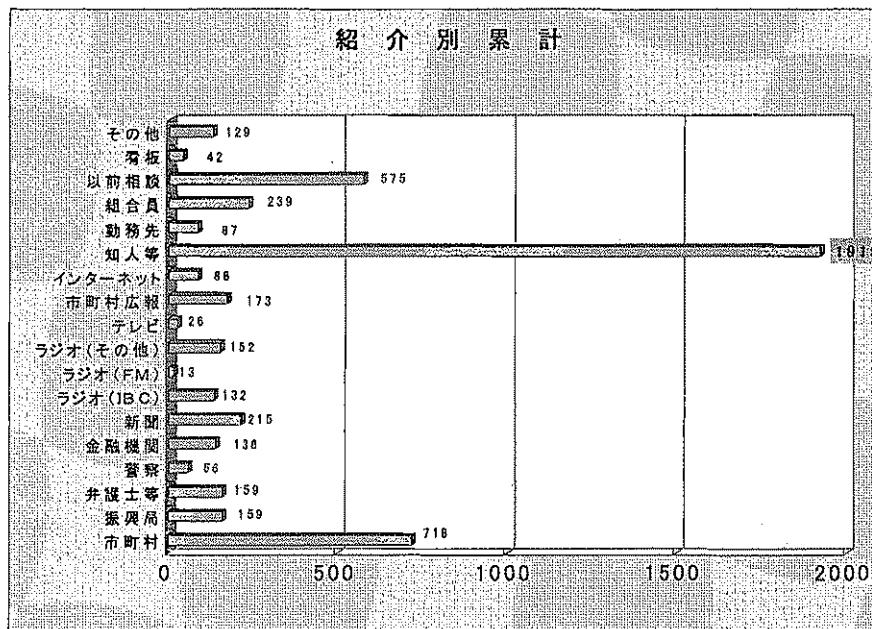
借入動機	累計	借入動機	累計
交際費飲食	470	事業資金	341
趣味娛樂旅行	55	名義貸し	299
ギャンブル	533	損害賠償	43
医療	174	慰謝料	25
教育	113	悪質商法	85
冠婚葬祭	34	税金等	5
借金返済	472	物品購入	521
保証債務	195	不明	29
家計補助	1601	利用なし	25
合計		合計	5,020

2005年度相談者の属性(3)



(単位:百万円)

ローン別	累計
サラ金	11,075
物品	2,089
キャッシング	2,855
銀行ローン	4,599
住宅ローン	9,738
個人等	989
税金等	39
その他	1,573
合計	32,957



紹介別	累計	紹介別	累計
市町村	718	テレビ	26
振興局	159	市町村広報	173
弁護士等	159	インターネット	88
警察	56	知人等	1919
金融機関	138	勤務先	87
新聞	215	組合員	239
ラジオ(IBC)	132	以前相談	575
ラジオ(FM)	13	看板	42
ラジオ(その他)	152	その他	129
市町村	13	合計	5,020

相談業務の基本と相談員の果たす役割

～親身な相談と家族・親族の協力体制づくりの支援～

○相談の基本的な考え方と相談員の役割

今日、誰でもが多重債務に陥る可能性のある時代となっている。

多重債務の解消と生活再建は債務者本人だけで根本的な解決を図ることには限界がある。

しかし、家族・親族が力を合わせれば早期の解決と生活再建は可能となる。

相談員は一人で悩む相談者に寄り添い励まし、家族・親族の協力体制づくりの支援を行う。

○相談の進め方

- ①相談員は、負債状況と借金の原因と経過、家計収支、今後の生活の見通しと要望を聞き取ります。
- ②相談員は、相談者と家族・親族を交えて、債務整理の方法（任意整理、特定調停、再生手続き、破産）のそれぞれのメリット・デメリットを説明し、解決方法を相談者や家族が自己決定できるようにします。
- ③弁護士・司法書士に相談者と同行し、最終的な解決方針を決定し債務整理を依頼します。
- ④借金の原因の解消が困難な場合、具体的には病気・失業、DV（配偶者間暴力）、ギャンブル依存症などの場合は、債務整理と平行して関係機関との連携をはかります。

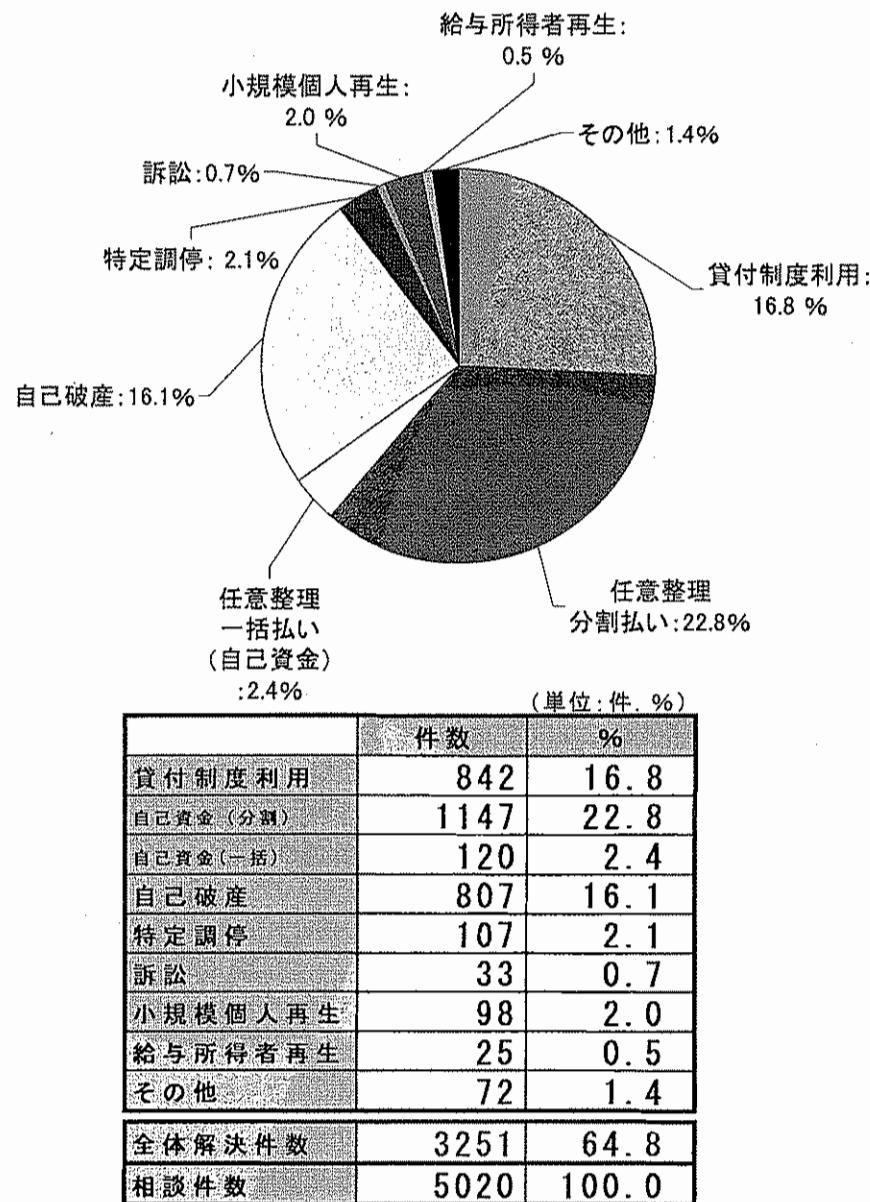
○債務整理方法の提案をする際の判断の基準

- ①可能な限り早期の生活再建が可能となる方法であること。
- ②可能な限り経済的負担の少ない方法であること。
- ③本人・家族・親族の要望を踏まえ、納得と理解が得られる方法であること。





融資と解決状況



○消費者救済資金貸付制度の融資条件

(銀行の融資が受けられないことが前提)

- (1) 本人の返済能力。
(融資後の年間返済額が本人の年収の3割以下となること)
- (2) 家族・親族の理解と支援があること。
(資金提供や連帯保証など)
- (3) 融資後の家計収支で貯蓄が可能なゆとりがあること。



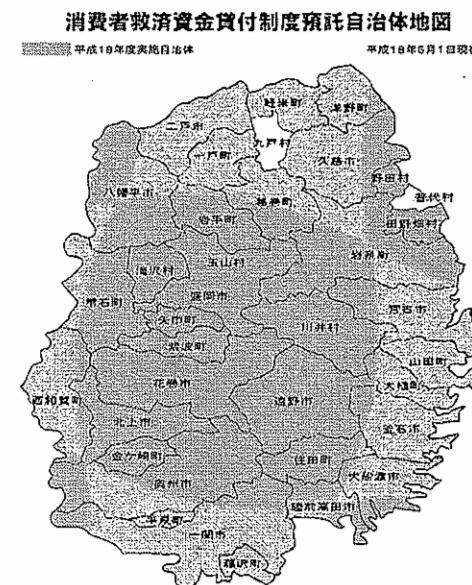
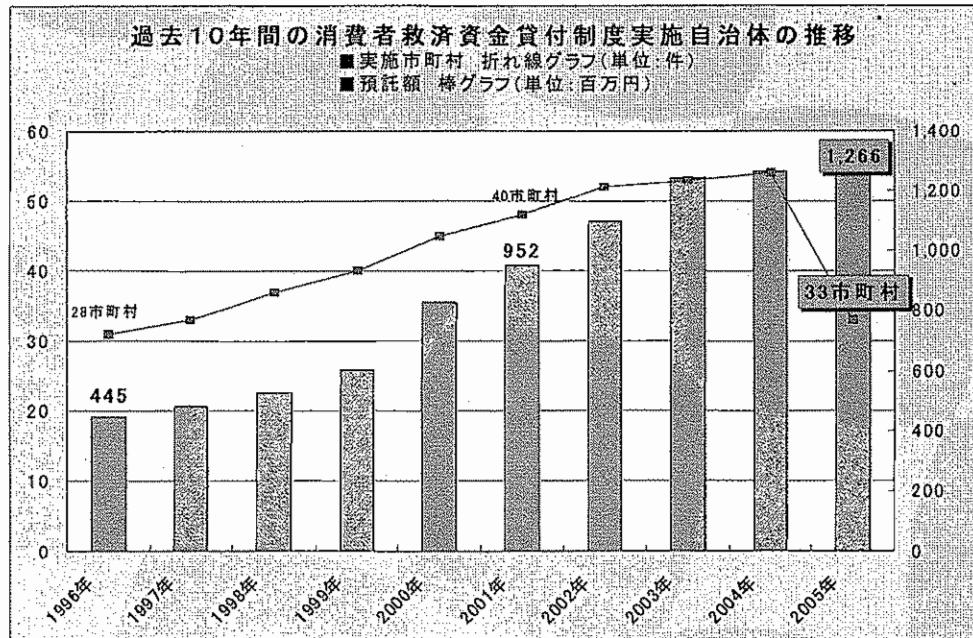
○融資により解決するケース

- ・資産(自宅)があり、破産を回避したい場合。
- ・給与差押や資産の競売などの強制執行を取り下げる為の資金が必要な場合。
- ・破産等の手続きをすると仕事の継続が困難となり生活の基盤が失われる場合。
- ・債務整理後の残債をまとめ月々の返済額を減額することで、無理なく返済ができる場合。
- ・個人借り、公共料金、家賃等の滞納分など、法的整理になじまざ融資しないと生活再建に困難が予測される場合。

※2005年度(2005.6~2006.5)における信用生協への債務整理相談の解決状況



預託自治体・推移グラフ・預託額

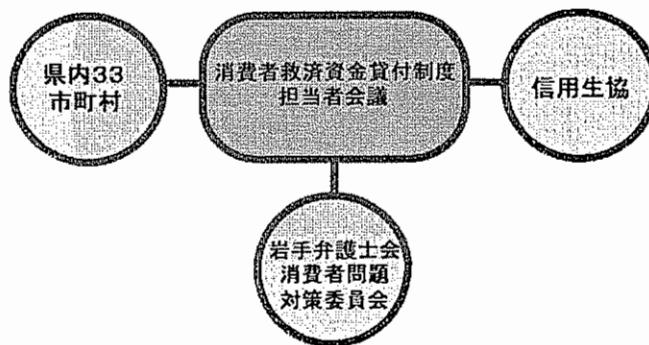


18年度預託枠について

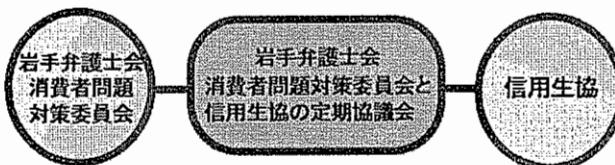
自治体名	18年度 (単位：千円)		融資利率
	預託枠	預託額	
盛岡市	1,372,000	343,000	9.25
宮古市	264,000	66,000	9.25
大船渡市	160,000	40,000	9.25
花巻市	484,000	121,000	9.25
北上市	548,000	137,000	9.25
久慈市	48,000	12,000	9.25
遠野市	80,000	20,000	9.25
一戸町	300,000	75,000	9.25
陸前高田市	80,000	20,000	9.25
釜石市	160,000	40,000	10.25
二戸市	76,000	19,000	9.25
八幡平市	88,000	22,000	9.25
奥州市	400,000	100,000	9.25
靈石町	100,000	25,000	9.25
葛巻町	16,000	4,000	9.25
岩手町	52,000	13,000	9.25
滝沢村	256,000	64,000	9.25
紫波町	120,000	30,000	9.25
矢巾町	108,000	27,000	9.25
西和賀町	36,000	9,000	9.25
金ヶ崎町	84,000	21,000	9.25
平泉町	24,000	6,000	9.25
藤沢町	8,000	2,000	9.25
住田町	19,200	4,800	9.25
大槌町	89,600	22,400	9.25
山田町	20,000	5,000	10.75
岩泉町	20,000	5,000	9.25
田野畠村	4,000	1,000	9.25
川井村	4,000	1,000	9.25
軽米町	12,000	3,000	9.25
野田村	8,000	2,000	9.25
洋野町	8,000	2,000	9.25
一戸町	16,000	4,000	9.25
33市町村	5,064,800	1,266,200	

消費者救済資金貸付制度を支えるネットワーク

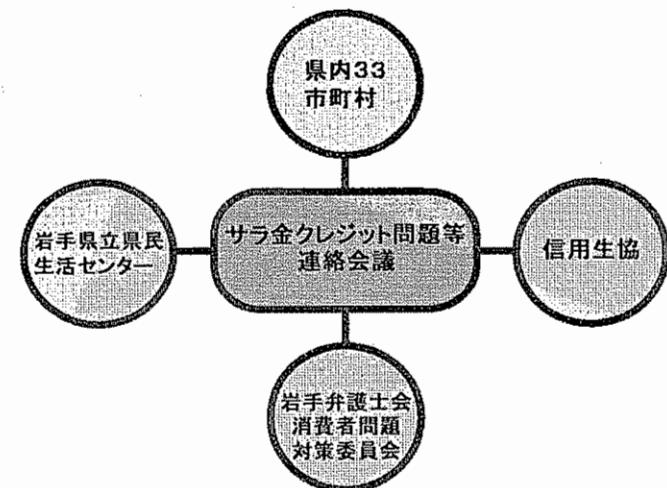
○消費者救済資金担当者会議



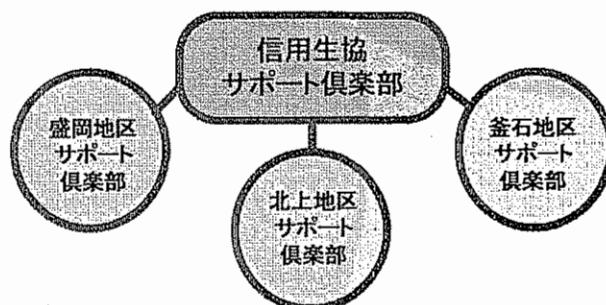
○岩手弁護士会消費者問題対策委員会と信用生協の定期協議会



○サラ金・クレジット問題等連絡会議

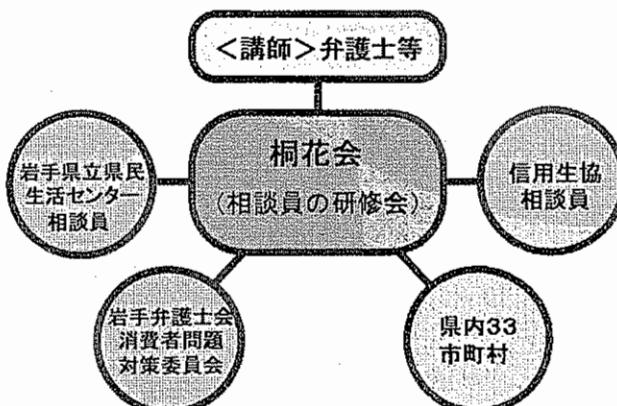


○信用生協サポート俱楽部



信用生協への橋渡しの活動を担って頂く方々で構成する組織。

○桐花会（相談員の研修会）



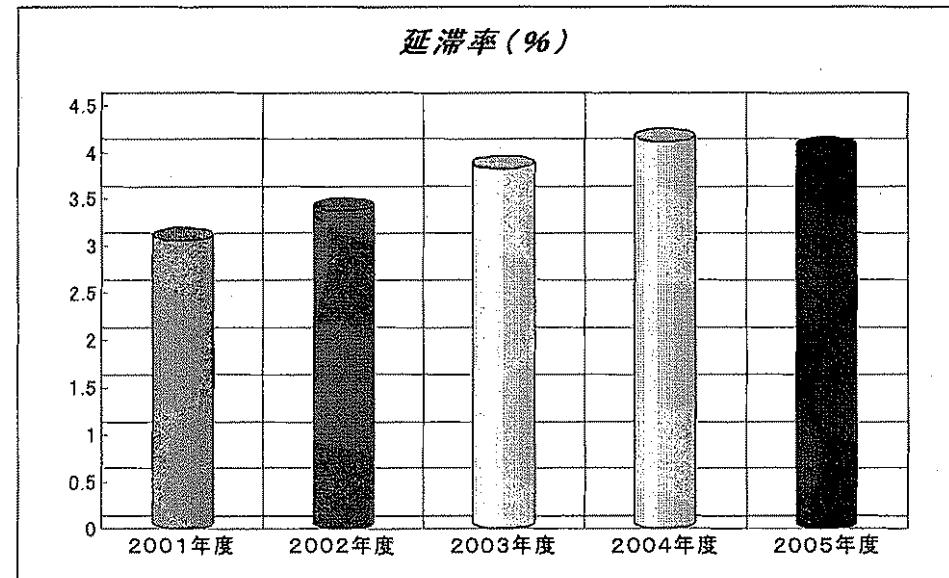
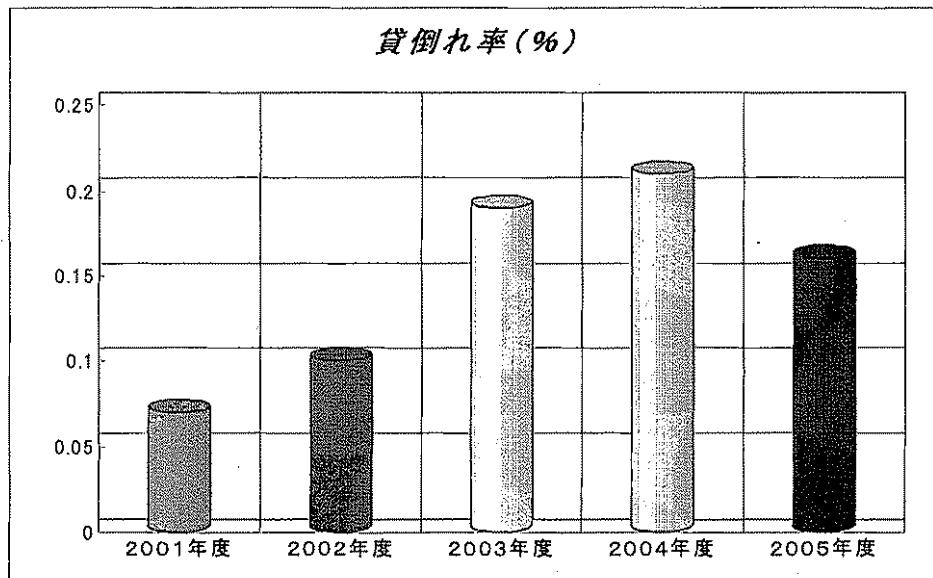
○連携



- ・家計診断
- ・DV（配偶者間暴力・ギャンブル・依存症）問題の相談、心の悩み
- ・シェルターの設置



貸倒率・延滞率の推移

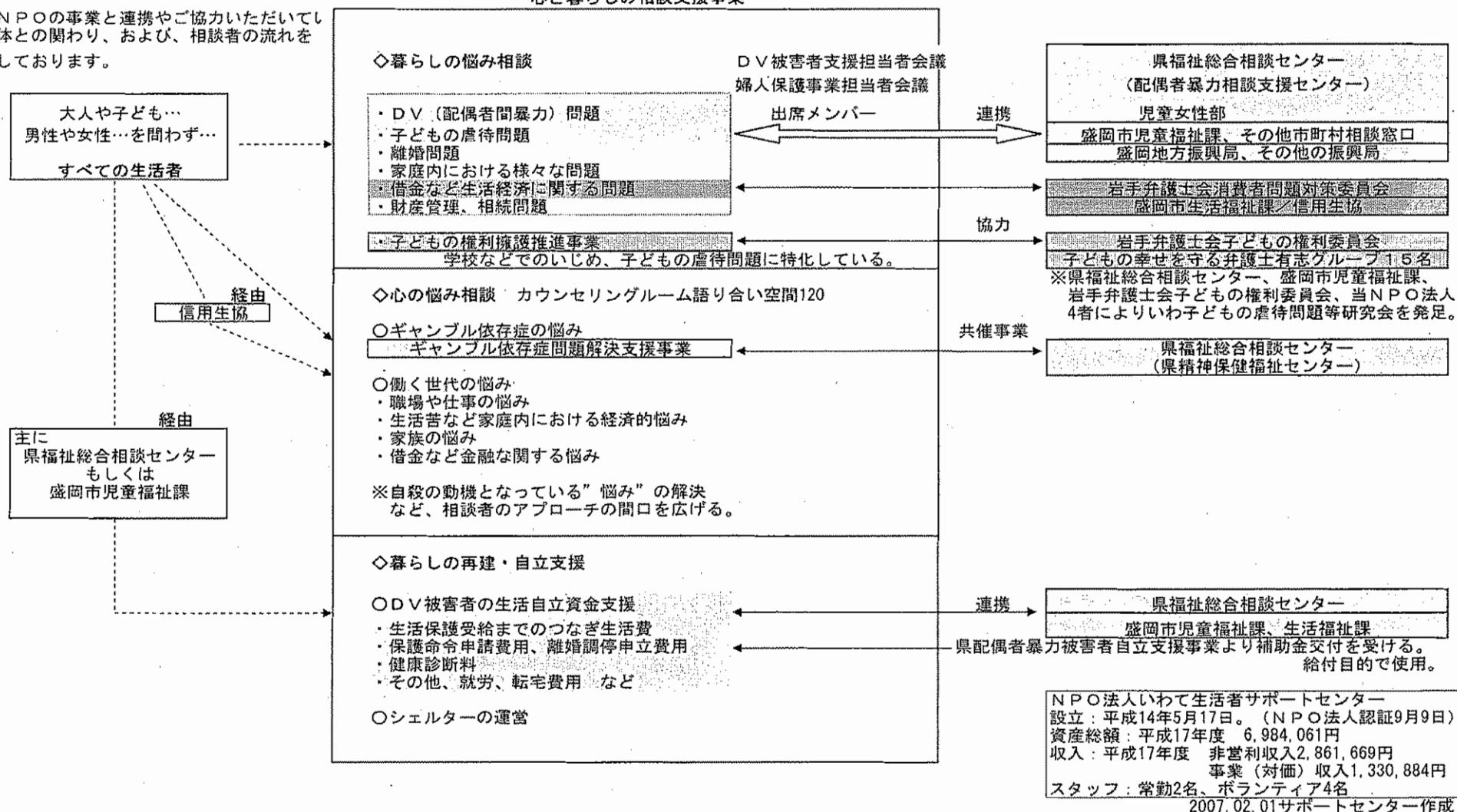


○生活支援室の設置（5人体制）

- ①初期延滞（1～2ヶ月）の段階で組合員の生活の変化を把握し、早期の再相談を促している。
- ②失業・病気・子供の進学・事故・離婚等の事情に応じて、家族親族を交えて家計収支の見直しを図り、返済条件の緩和や再度の債務整理などの対応を行なっている。
- ③債務整理により過払い等で返金があった場合は融資金にうち入れし返済期間の短縮を図っている。
- ④毎月出資金の積立を行っており、事故・病気などの止むを得ない事情がある場合には出資金を取り崩して返済に充当できる。

NPO法人いわて生活者サポートセンター事業概要

当NPOの事業と連携やご協力いただきてい
る団体との関わり、および、相談者の流れを
示しております。





生協の取組み



①生活再生事業生協連絡会の結成（2006.12）

構成 岩手県消費者信用生活協同組合（生活資金の貸付事業と相談事業）
グリーンコープ生協ふくおか（購買事業・福祉事業・介護保険事業・共済事業）
生活サポート生協・東京（相談事業）

目的 「生活再生支援事業」を行う生協が相談員の育成・交流や研修、他県生協の相談・生活資金貸付事業の実施にむけての支援を行う。

②「安心して利用できる」と同じく「安心して相談できる」生協へ

生協は組合員による相互扶助組織であるが、組合員も市民であり、組合員のくらしの向上を図る課題は社会的にも普遍的な課題となりうる。組合員による相互扶助活動を新しい公共性をもつ活動にしていきたい。
身近な地域の相談窓口としてのポータルサイトの役割（聖学院大学柴田教授）を果たしたい。